

8 水推第 498 号
令和 8 年 6 月 11 日

水産政策審議会

会長 佐々木 貴文 殿

農林水産大臣 鈴木 憲和

内水面漁業の振興に関する法律第 30 条において準用する漁業法第 42 条
第 1 項及び第 46 条第 2 項並びに内水面漁業の振興に関する法律施行規
則第 9 条の規定に基づくうなぎ養殖業の公示について（諮問第 514 号）

別紙の公示案により、うなぎ養殖業の制限措置の内容、許可を申請すべき期間、
許可の有効期間及び許可の基準を定めたいので、内水面漁業の振興に関する法律（平
成 26 年法律第 103 号）第 30 条において準用する漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）
第 42 条第 3 項及び第 46 条第 2 項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

○農林水産省告示第 号

内水面漁業の振興に関する法律（平成二十六年法律第百三号）第三十条において読み替えて準用する漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第四十二条第一項及び第四十六条第二項並びに内水面漁業の振興に関する法律施行規則（平成二十六年農林水産省令第四十二号）第九条の規定に基づき、うなぎ養殖業の制限措置の内容、許可を申請すべき期間、許可の有効期間及び許可の基準を次のように定める。

令和八年 月 日

農林水産大臣 鈴木憲和 1

一 制限措置の内容

(一) 許可をすべき水産動植物の総量

にほんうなぎ 21.7 トン

にほんうなぎ以外の種のうなぎ 3.5 トン

(二) 養殖場の総面積

3 平方メートル以上

(三) 養殖場の数

にほんうなぎ 439

このうち、国内で一度も飼育されたことのないうなぎを養殖する養殖場 399

国内で養殖されたことのあるうなぎ（以下「既養殖うなぎ」という。）のみを養殖する養殖場 40

にほんうなぎ以外の種のうなぎ 103

このうち、国内で一度も飼育されたことのないうなぎを養殖する養殖場 74

二 許可を申請すべき期間

令和8年7月1日から同年9月30日まで

三 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、令和8年11月1日から令和9年10月31日までとする。

四 水産動植物の数量及び養殖場の数に係る許可の基準

農林水産大臣は、次に定める許可の基準により、許可しなければならない養殖場に係る水産動植物の数量及び養殖場の数を決定する。

(一) 国内で一度も飼育されたことのないうなぎを養殖する養殖場

- 1 農林水産大臣は、現に指定養殖業の許可を受けている者（以下「実績を有する者」という。）が当該許可の有効期間の満了日の到来のため当該許可に係る養殖場と同一の養殖場についてした申請があるときは、その申請に係る水産動植物の数量

3

（当該許可において定められた数量に限る。）に対して、他の申請に優先して許可するものとする。

- 2 前項の許可による水産動植物の数量又は養殖場の数の合計が、一（一）の水産動植物の総量又は一（三）の養殖場の数の総数を下回る場合には、その差の範囲内において、（一）1の申請以外の申請の中から、新たに許可を行う養殖場と当該養殖場に係る水産動植物の数量を定めるものとする。

当該新たに許可を行う養殖場に対し許可をする水産動植物の数量は1キログラムとし、当該許可は、当該許可に係る数量と（一）1の申請に係る許可の数量の合計が一（一）の水産動植物の総量に、又は一（三）の養殖場の数の総数に達するまで行うこととする。

この方法により許可をする者を定めることができないときは、公正な方法でくじを行い、許可をする者を定める。

(二) 既養殖うなぎのみを養殖する養殖場

4

(一) 1の許可による養殖場の数の合計が、公示した養殖場の数の総数を下回る場合には、その差の範囲内において、許可をする養殖場を決定するものとする。

この方法により許可をする者を定めることができないときは、公正な方法でくじを行い、許可を行う者を定める。

備考

- 1 許可において定める水産動植物の総量は、国内で一度も飼育されたことのないうなぎの量とする。
- 2 この告示に係る許可を受けたにほんうなぎの数量又は養殖場の数の変更は、にほんうなぎ資源の持続的な利用の確保を害するおそれがないと認められる場合に限る。それぞれ 21.7 トン（一（一）に定めるにほんうなぎの総量）及び 439（一（三）に定めるにほんうなぎの養殖場の数の総数）を超えない範囲で行うことができる。
- 3 この告示に係る許可を受けたにほんうなぎ以外の種のうなぎの数量又は養殖場の数の変更は、にほんうなぎ以外の種のうなぎ資源の持続的な利用の確保を害するおそれがないと認められる場合に限る。3.5 トン（一（一）に定めるにほんうなぎ以外の種のうなぎの総量）及び 103（一（三）に定めるにほんうなぎ以外の種のうなぎの養殖場の数の総数）を超えない範囲で行うことができる。
- 4 許可には、次に掲げる条件を付けることができる。
 - 一 既養殖うなぎを国内における養殖の用に供するために出荷する場合には、当該既養殖うなぎの出荷先に対し、当該既養殖うなぎの出荷年月日、出荷重量並びに出荷者及び出荷先の氏名又は名称を記載した書類（以下「出荷書類」という。）を交付しなければならない。
 - 二 前号の出荷書類の交付がなされていない出荷に係る既養殖うなぎについては、これを養殖してはならない。
 - 三 既養殖うなぎを養殖したときは、その都度遅滞なく、当該既養殖うなぎに係る

出荷書類の写しを農林水産大臣に提出しなければならない。

四 にはほんうなぎ以外の種のうちを養殖する場合には、当該うなぎを公共の用に供する水面に放出してはならず、また、当該うなぎの逸出を防止するために必要な措置を講じなければならない。

五 うなぎの稚魚（全長 13 センチメートル以下のうなぎをいい、国内で一度も養殖されたことがないもの、既養殖のもの別を問わない。）を養殖の用に供するために譲り受け、又は引き受けたときは、当該稚魚を譲り渡し、又は引き渡した者が特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律（令和 2 年法律第 79 号）第 6 条第 1 項の規定により保存する漁獲番号又は荷口番号（当該稚魚が輸入され、又は養殖されたものである場合には、その旨）を記録し、当該稚魚を譲り受け、又は引き受けた日からこれを 3 年間保存しなければならない。

内水面漁業の振興に関する法律第30条において準用する漁業法第42条第1項及び第46条第2項並びに内水面漁業の振興に関する法律施行規則第9条の規定に基づくうなぎ養殖業の公示案について

1. 趣旨

うなぎ養殖業は、内水面漁業の振興に関する法律（平成26年法律第103号。以下「法」という。）第26条第1項及び内水面漁業の振興に関する法律施行令（平成26年政令第324号）第1条において、農林水産大臣の許可を受けなければならないとされているところである。このため、令和8年11月1日からの公示に基づく許可について、法第30条において準用する漁業法（昭和24年法律第267号）第42条第1項及び第46条第2項並びに内水面漁業の振興に関する法律施行規則（平成26年農林水産省令第43号。以下「規則」という。）第9条の規定に基づき、うなぎ養殖業の制限措置の内容、許可を申請すべき期間、許可の有効期間並びに許可の基準等を定める。

2. 概要

(1) 制限措置の内容（法第30条において準用する漁業法第42条第1項）

① 許可をすべき水産動植物の総量

うなぎ養殖業に係る養殖することができる水産動植物の総量については、うなぎの国際的資源保護・管理に係る4か国・地域による共同声明の考え方を継続することが確認されたことから、前漁期と同等に、にほんうなぎについては21.7トン、にほんうなぎ以外の種のうなぎについては3.5トンとする。

② 養殖場の総面積

上述の国際的資源保護・管理の下、限られたうなぎ資源を有効に活用し、うなぎ養殖業を持続的に営んでいくためには、一定規模以上の水面が必要であることから、養殖場の総面積は3平方メートル以上とする。

③ 養殖場の数

養殖することができるシラスウナギの総量が定まっているにもかかわらず、養殖場の数が無制限に増加することは、経営体の規模縮小による経営基盤の脆弱化につながるおそれがあり、これを防ぐ必要があること等を踏まえ、許可をするにほんうなぎ及びにほんうなぎ以外の種のうなぎの養殖場の総数については次のとおりとする。

にほんうなぎ 439

うち

<ul style="list-style-type: none"> ・国内で一度も飼育されたことのないうなぎを養殖する養殖場 399 ・国内で養殖されたことのあるうなぎ（以下「既養殖うなぎ」という。）のみを養殖する養殖場 40 	}
--	---

にほんうなぎ以外の種のうなぎ 103

うち

<ul style="list-style-type: none"> ・国内で一度も飼育されたことのないうなぎを養殖する養殖場 74 ・既養殖うなぎのみを養殖する養殖場 29 	}
---	---

(2) 許可の申請期間（法第30条において準用する漁業法第42条第1項）

申請の審査に一定期間を要すること等を踏まえ、許可を申請すべき期間は、令和8年7月1日から同年9月30日までとする。

(3) 許可の有効期間（法第 30 条において準用する漁業法第 46 条第 2 項）

今後の国際協議の結果等によって許可をすべき水産動植物の総量が変わる可能性があること等を踏まえ、許可の有効期間を 1 年間とする（令和 8 年 11 月 1 日～令和 9 年 10 月 31 日）。

(4) 水産動植物の数量及び養殖場の数に係る許可の基準

① 国内で一度も養殖されたことのないうなぎを養殖する養殖場（規則第 9 条）

現にうなぎ養殖業の許可を受けた者が当該許可の有効期間の満了日の到来のため当該許可に係る養殖場と同一の養殖場についてした申請があるときは、法第 30 条において準用する漁業法第 42 条第 5 項に基づき、その申請に係る水産動植物の数量（当該許可において定められた数量に限る。）に対して、他の申請に優先して許可する。

この許可による水産動植物の数量又は養殖場の数の合計が、(1) ①水産動植物の総量又は③養殖場の数の総数を下回る場合、その差の範囲内において、新たに許可を行う養殖場と当該養殖場に係る水産動植物の数量を定める。

この際、新たに許可を行う養殖場に対して許可する水産動植物の数量は 1 キログラムとし、(1) ①水産動植物の総量又は③養殖場の数の総数に達するまで許可を行うこととする。

この方法により許可をする者を定めることができない場合は、公正な方法でくじを行い、許可をする者を定める。

② 既養殖うなぎのみを養殖する養殖場（規則第 9 条）

現にうなぎ養殖業の許可を受けた者が当該許可の有効期間の満了日の到来のため当該許可に係る養殖場と同一の養殖場についてした申請があるときは、法第 30 条において準用する漁業法第 42 条第 5 項に基づき、他の申請に優先して許可する。

この許可による養殖場の数の合計が、(1) ③養殖場の数の総数を下回る場合には、その差の範囲内において、許可をする養殖場を定める。

この方法により許可をする者を定めることができない場合は、公正な方法でくじを行い、許可をする者を定める。

③ 許可に係る条件（法第 30 条において準用する漁業法第 42 条第 1 項）

既養殖うなぎについては、許可において定める養殖することができる量に含まれないため、他のうなぎと明確に判別できなければ資源管理上支障が生じることから、その出荷をする場合には、出荷を証明する書類を添付すること等を許可の条件として付すこととする。

にほんうなぎ以外の種のうなぎについて、その養殖をする場合には、当該うなぎを公共水面に放出しないこと及び当該うなぎの逸出を防止するための措置を講じることを許可の条件として付すこととする。

うなぎの稚魚（全長 13 センチメートル以下のうなぎをいい、国内で一度も養殖されたことがないもの、既養殖のものとの別を問わない。）を養殖の用に供するために譲り受け、又は引き受けたときは、当該稚魚を譲り渡し、又は引き渡した者が特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律（令和 2 年法律第 79 号）第 6 条第 1 項の規定により保存する漁獲番号又は荷口番号（当該稚魚が輸入され、又は養殖されたものである場合には、その旨）を記録し、当該稚

魚を譲り受け、又は引き受けた日からこれを3年間保存することを許可の条件として付すこととする。

3. 今後のスケジュール（予定）

公示日	令和8年7月1日
許可の申請期間	令和8年7月1日～同年9月30日
許可日	令和8年11月1日

うなぎ養殖業における養殖するうなぎの量の制限の取組み経過

【4カ国・地域における国際的な資源管理】

- うなぎの国際的資源保護・管理に係る第7回非公式協議において、以下のとおりうなぎ池入れ量に制限を講じること等を内容とする共同声明を発出（平成26年9月17日）

にほんうなぎ：直近（平成26年漁期）の池入れ量から20%削減
その他の種のうなぎ：近年（3カ年）の池入れ量より増やさない

【平成27年漁期（平成26年11月～平成27年10月）】

- 共同声明の遵守を図るため、届出制度の下で、うなぎ養殖業者ごとに池入れ数量の上限を設定するためのガイドラインを制定し、ガイドラインに基づき配分された数量を以て、その数量の範囲内で自主的な取組みとして池入れ制限を実施

【平成28年漁期（平成27年11月～平成28年10月）

～令和8年漁期（令和7年11月～令和8年10月）】

- 毎年開催されるウナギの国際的資源保護・管理に係る非公式協議において、次年度漁期のウナギ池入れ数量の上限を前漁期と同等とすることを確認
- 許可制度により、池入れ量を管理

【令和9年漁期（令和8年11月～令和9年10月）】

- ウナギの国際的資源保護・管理に係る非公式協議が6月29、30日に開催予定。次年度漁期のウナギ池入れ数量の上限を前漁期と同等とすることを確認予定。
- 許可制度により、池入れ量を管理

うなぎ養殖業につき、その許可をすべき水産動植物の総量等、
許可を申請すべき期間及び許可の基準を定める告示案

＜参照条文＞

- 1 内水面漁業の振興に関する法律（平成 26 年法律第 103 号）
 - 第26条 …………… 1
 - 第30条 …………… 1

- 2 内水面漁業の振興に関する法律施行令（平成 26 年政令第 324 号）
 - 第 1 条 …………… 3

- 3 内水面漁業の振興に関する法律施行規則（平成 26 年農林水産省令第 43 号）
 - 第 2 条 …………… 4
 - 第 5 条 …………… 5
 - 第 9 条 …………… 5

- 4 漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）
 - 第41条 …………… 8
 - 第42条 …………… 9
 - 第44条 …………… 9
 - 第46条 …………… 10

- 5 特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律（令和 2 年法律第 79 号）
 - 第 2 条 …………… 11
 - 第 6 条 …………… 11

- 5 特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律施行規則
（農林水産省令第 39 号）
 - 第 1 条 …………… 13
 - （附則）第 1 条 …………… 13

○内水面漁業の振興に関する法律

(平成二十六年六月二十七日)

(法律第百三三号)

第百八十六回通常国会

第二次安倍内閣

改正 平成三〇年一月一四日法律第九五号

令和 四年 六月一七日同 第六八号

(指定養殖業の許可)

第二十六条 漁業法の規定が適用される水面以外の水面で営まれる養殖業であつて政令で定めるもの(以下「指定養殖業」という。)を営もうとする者は、養殖場ごとに、農林水産大臣の許可を受けなければならない。

2 指定養殖業の許可は、養殖場において養殖することができる水産動植物の量を定めて行うものとする。

3 第一項の政令は、当該養殖業に係る内水面水産資源の持続的な利用の確保又は内水面漁業の持続的かつ健全な発展のため養殖業を営む者及びその養殖場について制限措置を講ずる必要がある、かつ、政府間の取決めその他の関係上当該措置を統一して講ずることが適当であると認められる養殖業について定めるものとする。

4 第一項の政令を制定し又は改廃する場合には、政令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

5 農林水産大臣は、第一項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、水産政策審議会の意見を聴かなければならない。

6 農林水産大臣は、第一項の許可をしたときは、農林水産省令で定めるところにより、その者に対し許可証を交付する。

(漁業法の準用)

第三十条 指定養殖業の許可に関しては、漁業法第三章第一節(第三十六条から第三十九条まで、第四十三条、第四十五条第一号、第五十条及び第五十二条を除く。)並びに第七十五条並びに第七十七条第一項(第一号に係る部分に限る。)、第二項、第三項前段及び第四項から第十項までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「大臣許可漁業」とあるのは「指定養殖業」と、同法第四十二条第一項中「船舶の数及び船舶の総トン数、操業区域、漁業時期、漁具の種類」とあるのは「指定養殖業に係る水産動植物の総量(以下単に「総量」という。))及び養殖場の総面積」と、同法第五項中「船舶の数」とあるのは「水産動植

物の量の合計が」と、「船舶の数を」とあるのは「総量を」と、「場合においては」とあるのは「場合において、その申請のうち」に現に指定養殖業の許可を受けている者が当該指定養殖業の許可の有効期間の満了日の到来のため当該許可に係る養殖場と同一の養殖場についてした申請があるときは」と、「申請者の生産性を勘案して許可又は起業の認可をする者を定めるものとする」とあるのは「その申請に対して、当該許可において定められた水産動植物の量について、他の申請に優先して許可をしなければならぬ」と、同法第四十四条第一項及び第二項、第四十六条第二項並びに第五十五条第一項中「漁業調整」とあるのは「内水面水産資源の持続的な利用の確保、内水面漁業の持続的かつ健全な発展」と読み替えるほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

○内水面漁業の振興に関する法律施行令

(平成二十六年十月一日)

(政令第三百二十四号)

改正 平成二十七年 五月二〇日政令第二三六号

令和 二年 七月 八日同 第二一七号

同 五年 二月 一日同 第二〇号

(指定養殖業の指定)

第一条 内水面漁業の振興に関する法律(以下「法」という。)第

二十六条第一項の政令で定める養殖業は、うなぎ養殖業とする。

(平二七政二三六・旧本則・一部改正)

○内水面漁業の振興に関する法律施行規則

(平成二十六年七月八日)

(農林水産省令第四十三号)

改正 平成二十六年一〇月 一日農林水産省令第五三号

同 二七年 五月二〇日同 第五四号

令和 二年 七月 八日同 第四九号

同 二年 二月二二日同 第八三号

同 五年 二月一六日同 第八号

(許可の申請)

第二条 指定養殖業について法第二十六条第一項の許可(第十一条及び第十七条を除き、以下「許可」という。)を受けようとする者は、養殖場ごとに、次に掲げる事項を記載した申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。

- 一 申請者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
 - 二 申請に係る指定養殖業の種類
 - 三 使用する養殖場の名称、その所在地及びその面積
 - 四 養殖することを希望する水産動植物の種類及びその量
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 個人にあつては、次に掲げる書類

イ 住民票の写し

ロ 財産に関する調書

二 法人にあつては、次に掲げる書類

イ 定款

ロ 登記事項証明(目的、名称、事務所(二以上ある場合にあつては、主たる事務所)及び当該法人を代表すべき者の氏名に係る事項を証明した登記事項証明書に限る。)

ハ 申請の日の属する事業年度の直前の事業年度の貸借対照表、損益計算書及び当該事業年度末の財産目録又はこれらに準ずるもの(申請の日の属する事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産目録)

三 登記事項証明書その他の養殖場の所在地を証明することができる書類

四 申請に係る養殖場を使用する権利が所有権以外の場合には、当該権利を有することを証する書面

五 二人以上が共同して申請する場合には、当該養殖業に関する各共同者の権利義務の関係を記載した書面

六 法第三十条において準用する漁業法(昭和二十四年法律第二

百六十七号) 第四十一条第一項第二号から第四号までに掲げる者のいづれにも該当しないことを誓約する書面

3 農林水産大臣は、前項に掲げる書類のほか、許可をするかどうかの判断に関し必要と認める書類の提出を求めることができる。

(平二七農水令五四・追加、令二農水令四九・一部改正)

(指定養殖業の制限措置)

第五条 法第三十条において準用する漁業法第四十二条第一項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 許可をすべき指定養殖業に係る水産動植物の総量

二 養殖場の総面積

三 養殖場の数

(許可をすべき者の決定)

第九条 法第三十条において準用する漁業法第四十二条第五項又は第六項の規定により許可をする者を定めないときは、当該指定養殖業を営む者の数、当該指定養殖業に係る養殖場の数及び当該指定養殖業の実態その他の事情を勘案して、許可の基準を定め、これに従って許可する者を定めるものとする。

○漁業法

(昭和二十四年十二月十五日)

(法律第二百六十七号)

第六回臨時国会

第三次吉田内閣

改正

昭和二十五年 四月一五日法律第一〇一号
同 二五年 五月一〇日同 第一七一号
同 二五年 七月三一日同 第二二五号
同 二六年 三月三一日同 第九三号
同 二六年 四月 七日同 第一三九号
同 二六年一二月一五日同 第三〇九号
同 二六年一二月一七日同 第三一三号
同 二七年 七月三一日同 第二六二号
同 二七年 八月一六日同 第三〇八号
同 二八年 八月 八日同 第一八九号
同 二八年 八月一五日同 第二一三三号
同 二九年 六月 八日同 第一六三三号
同 二九年 六月一〇日同 第一七〇号
同 三〇年 一月二八日同 第四号

同 三一年 三月一五日同 第八号
同 三一年 六月一二日同 第一四八号
同 三三年 四月二二日同 第七五号
同 三三年 四月三〇日同 第一〇六号
同 三四年 四月二〇日同 第一四八号
同 三五年 六月三〇日同 第一一三号
同 三六年 六月一三日同 第一二八号
同 三六年一二月二〇日同 第二三五号
同 三七年 五月一〇日同 第一一二号
同 三七年 五月一六日同 第一四〇号
同 三七年 九月一一日同 第一五五号
同 三七年 九月一一日同 第一五六号
同 三七年 九月一五五号同 第一六一号
同 四一年 六月 一日同 第七七号
同 四三年 五月 二日同 第三九号
同 四四年 五月一六日同 第三〇号
同 四六年一二月三一日同 第一三〇号
同 五〇年 七月一五日同 第六三三号
同 五三年 四月二四日同 第二七号

同 五三年 七月 五日同 第八七号
 同 五四年 三月三〇日同 第五号
 同 五六年 四月 七日同 第二〇号
 同 五六年 五月一九日同 第四五号
 同 五七年 八月二四日同 第八一号
 同 五八年 六月一日同 第六二号
 同 五九年 五月一日同 第二三号
 同 六〇年 五月一八日同 第三七号
 同 六三年二月三日同 第九四号
 平成 元年二月一九日同 第八一号
 同 五年一月二日同 第八九号
 同 六年 二月 四日同 第二号
 (同 六年一月二五日同 第一〇四号)
 同 六年 二月 四日同 第四号
 (同 六年 三月一日同 第一二二号)
 同 六年一月二五日同 第一〇五号
 同 七年 五月二日同 第九一号
 同 七年二月二〇日同 第一三五号
 同 九年二月一九日同 第一二七号

同 一〇年 五月 六日同 第四七号
 同 一一年 五月一四日同 第四三号
 同 一一年 七月一六日同 第八七号
 同 一一年 七月一六日同 第一〇二号
 同 一一年 八月一三日同 第一二二号
 同 一一年二月二日同 第一六〇号
 同 一二年 五月一七日同 第六二号
 同 一二年 五月一七日同 第六二号
 同 一二年 五月一七日同 第六三号
 同 一二年 五月三一日同 第九一号
 同 一二年一月一日同 第一一八号
 同 一二年一月二七日同 第一二六号
 同 一三年 六月二九日同 第八九号
 同 一三年 六月二九日同 第九〇号
 (同 一三年 六月二九日同 第八〇号)
 同 一四年 六月一九日同 第七五号
 同 一四年二月一三日同 第一五二号
 同 一五年 五月三〇日同 第六一号
 同 一五年 六月一日同 第六九号
 同 一五年 七月二五日同 第一二七号

同	一六年	五月二六日同	第五七号
同	一六年	六月二日同	第七六号
同	一六年	六月九日同	第八四号
同	一六年	二月一日同	第一四七号
同	一七年	七月二六日同	第八七号
同	一八年	六月七日同	第五三号
同	一八年	六月一四日同	第六二号
同	一八年	六月二三日同	第九三号
同	一九年	六月六日同	第七七号
同	一九年	六月一三日同	第八五号
同	二三年	五月二日同	第三五号
同	二五年	六月一四日同	第四四号
同	二六年	五月三〇日同	第四二号
同	二六年	六月一三日同	第六九号
同	二七年	六月一九日同	第四三号
同	二七年	八月五日同	第六〇号
同	二八年	四月二日同	第二四号
同	二八年	四月一三日同	第二五号
同	二八年	五月二七日同	第五一号

同	二八年	二月二日同	第九四号
同	三〇年	六月二〇日同	第五九号
同	三〇年	七月二五日同	第七五号
同	三〇年	二月一四日同	第九五号
令和	元年	五月一五日同	第一号
同	三年	五月一九日同	第三七号
同	三年	五月二八日同	第四七号
同	四年	六月一七日同	第六八号
同	六年	六月二六日同	第六六号

(許可又は起業の認可についての適格性)

- 第四十一条 許可又は起業の認可について適格性を有する者は、次の各号のいずれにも該当しない者とする。
- 一 漁業又は労働に関する法令を遵守せず、かつ、引き続き遵守することが見込まれない者であること。
 - 二 暴力団員等であること。
 - 三 法人であつて、その役員又は政令で定める使用人のうちに前二号のいずれかに該当する者があるものであること。
 - 四 暴力団員等がその事業活動を支配する者であること。
 - 五 許可を受けようとする船舶が農林水産大臣の定める基準を満

たさないこと。

六 その申請に係る漁業を適確に営むに足りる生産性を有さず、又は有することが見込まれない者であること。

2 農林水産大臣は、前項第五号の基準を定め、又は変更しようとするときは、水産政策審議会の意見を聴かなければならない。

(新規の許可又は起業の認可)

第四十二条 農林水産大臣は、許可(第三十九条第一項及び第四十条の規定によるものを除く。以下この条において同じ。)又は起業の認可(第四十五条の規定によるものを除く。以下この条において同じ。)をしようとするときは、当該大臣許可漁業を営む者の数、当該大臣許可漁業に係る船舶の数及びその操業の実態その他の事情を勘案して、許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数、操業区域、漁業時期、漁具の種類その他の農林水産省令で定める事項に関する制限措置を定め、当該制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を公示しなければならぬ。

2 前項の申請すべき期間は、三月を下ることができない。ただし、農林水産省令で定める緊急を要する特別の事情があるときは、この限りでない。

3 農林水産大臣は、第一項の規定により公示する制限措置の内容及び申請すべき期間を定めようとするときは、水産政策審議会の意見を聴かなければならない。ただし、前項ただし書の農林水産省令で定める緊急を要する特別の事情があるときは、この限りでない。

4 第一項の申請すべき期間内に許可又は起業の認可を申請した者(次項において「申請者」という。)に対しては、農林水産大臣は、第四十条第一項各号のいずれかに該当する場合を除き、許可又は起業の認可をしなければならない。

5 前項の規定により許可又は起業の認可をすべき船舶の数が第一項の規定により公示した船舶の数を超える場合においては、前項の規定にかかわらず、申請者の生産性を勘案して許可又は起業の認可をする者を定めるものとする。

6 前項の規定により許可又は起業の認可をする者を定めることができないときは、公正な方法でくじを行い、許可又は起業の認可をする者を定めるものとする。

(許可等の条件)

第四十四条 農林水産大臣は、漁業調整その他公益上必要があると認めるときは、許可又は起業の認可をするに当たり、許可又は起

業の認可に条件を付けることができる。

2 農林水産大臣は、漁業調整その他公益上必要があると認めるときは、許可又は起業の認可後、当該許可又は起業の認可に条件を付けることができる。

3 農林水産大臣は、前項の規定により条件を付けようとするときは、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

4 第二項の規定による条件の付加に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

(許可の有効期間)

第四十六条 許可の有効期間は、漁業の種類ごとに五年を超えない範囲内において農林水産省令で定める期間とする。ただし、前条(第一号を除く。)の規定によつて許可をした場合は、従前の許可の残存期間とする。

2 農林水産大臣は、漁業調整のため必要な限度において、水産政策審議会の意見を聴いて、前項の期間より短い期間を定めることができる。

○特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律

(令和二年十二月十一日)

(法律第七十九号)

第二百三回臨時国会

菅(義偉)内閣

改正 令和 四年 六月一七日法律第六八号

同 六年 六月二六日同 第六六号

(定義)

第二条 この法律において「特定第一種水産動植物」とは、水産動植物のうち、国内において違法かつ過剰な採捕(外国漁船(日本船舶以外の船舶であつて、漁ろう設備を有する船舶その他の漁業の用に供されているものをいう。第四項において同じ。)によるものを除く。)が行われるおそれが大きいと認められるものであつて、その資源の保存及び管理を図ることが特に必要と認められるものとして農林水産省令で定めるものをいう。

2 この法律において「特定第一種水産動植物等」とは、特定第一種水産動植物及び特定第一種水産動植物を原材料とする加工品のうちその国内流通の規制に関する措置を講ずることが必要と認められるものとして農林水産省令で定めるものをいう。

3 この法律において「特定第一種水産動植物等取扱事業者」とは、特定第一種水産動植物等の販売、輸出、加工、製造又は提供の事業を行う者をいう。

4 この法律において「特定第二種水産動植物」とは、我が国に輸入される水産動植物のうち、外国漁船によつて外国法令に照らし違法な採捕が行われるおそれが大きいと認められることその他の国際的な水産資源の保存及び管理を必要とする事由により輸入の規制に関する措置を講ずることが必要と認められるものとして農林水産省令で定めるものをいう。

5 この法律において「特定第二種水産動植物等」とは、特定第二種水産動植物及び特定第二種水産動植物を原材料とする加工品のうちその輸入の規制に関する措置を講ずることが必要と認められるものとして農林水産省令で定めるものをいう。

6 農林水産大臣は、第一項及び第四項の農林水産省令を定め、又はこれらを変更しようとするときは、あらかじめ、水産政策審議会の意見を聴かなければならない。

(取引の記録の作成及び保存)

第六条 特定第一種水産動植物等取扱事業者は、特定第一種水産動植物等について他の特定第一種水産動植物等取扱事業者(これに

準ずる者として農林水産省令で定めるものを含む。）との間での譲渡し等（譲渡し若しくは譲受け又は引渡し若しくは引受けをいう。以下同じ。）をしたとき、又は廃棄若しくは亡失をしたときは、農林水産省令で定めるところにより、当該特定第一種水産動物等に関する次に掲げる事項の記録を作成し、当該譲渡し等又は当該廃棄若しくは亡失をした日から農林水産省令で定める期間保存しなければならない。ただし、届出採捕者が第三条第一項に規定する団体である場合において当該団体に所属する者が当該届出に係る特定第一種水産動物等の譲渡し等をした場合、少量の特定第一種水産動物等について廃棄又は亡失をした場合その他の農林水産省令で定める場合は、この限りでない。

- 一 名称
- 二 重量又は数量
- 三 譲渡し等又は廃棄若しくは亡失をした年月日（亡失をした場合であつてその年月日が明らかでないときは、時期）
- 四 譲渡し等をしたときは、相手方の氏名又は名称
- 五 漁獲番号又は荷口番号
- 六 その他農林水産省令で定める事項

2 特定第一種水産動物等取扱事業者は、前条第二項の規定によ

り荷口番号を伝達する場合にあつては、当該荷口番号に対応する漁獲番号の記録を作成し、保存しなければならない。

3 輸入・養殖水産動物等についての第一項の規定の適用については、同項第五号中「漁獲番号又は荷口番号」とあるのは、「輸入・養殖水産動物等である旨」とする。

○特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律施行
規則

(令和四年四月二十六日)

(農林水産省令第三十九号)

改正 令和 四年 九月 八日農林水産省令第五一号

同 五年二月二十八日同 第六三号

(特定第一種水産動植物)

第一条 特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律(以下「法」という。)
第二条第一項の農林水産省令で定める水産動植物は、次に掲げるものとする。

- 一 うなぎの稚魚(全長十三センチメートル以下のうなぎをいう。)
- 二 あわび
- 三 なまこ

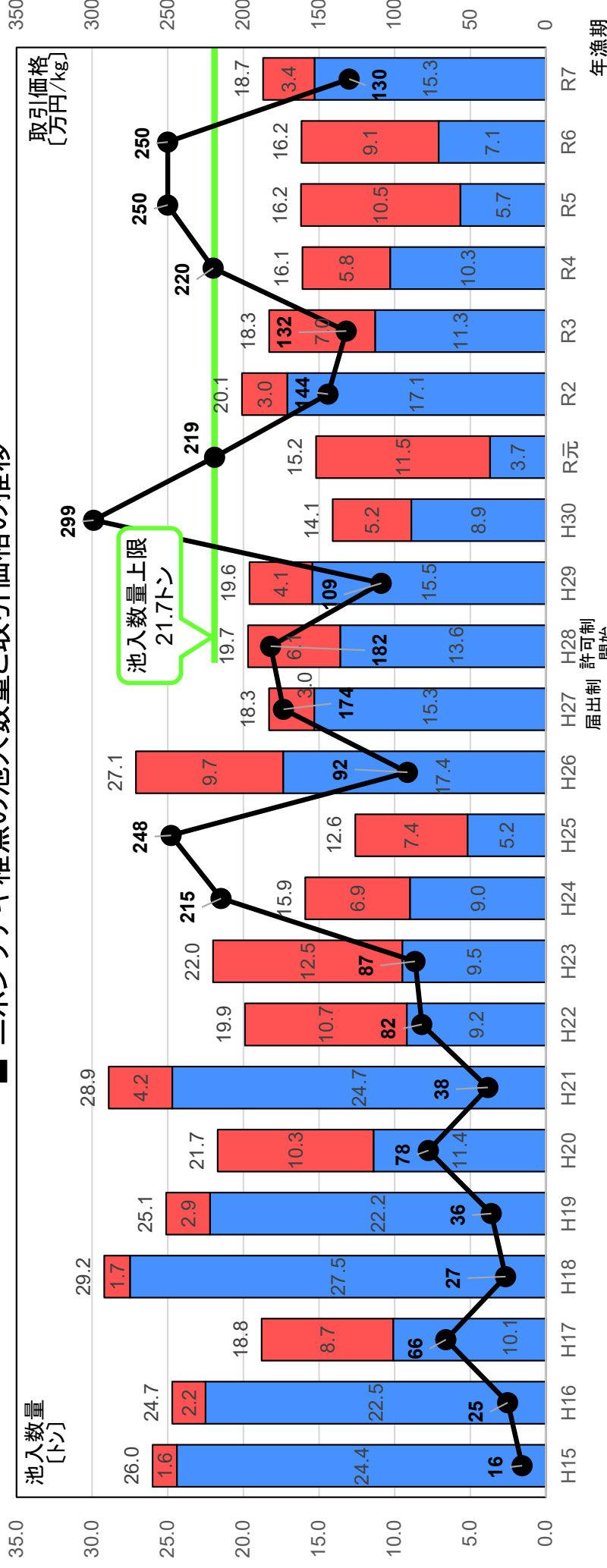
(施行期日)

第一条 この省令は、法の施行の日(令和四年十二月一日)から施行する。ただし、第一条(第一号に係る部分に限る。)
及び第十七条(第二号に係る部分に限る。)
の規定は、令和七年十二月一日から施行する

ニホンウナギ稚魚（シラスウナギ）の池入れ動向について

- 養鰻業者は、シラスウナギの採捕状況・取引価格や成鰻（せいまん）の在庫等を勘案して池入れする量を決定。国内のシラスウナギの採捕量が多いためには海外からの輸入量が増加する傾向。
- 令和7年漁期（令和6年11月～翌年5月）の国内採捕量は、豊漁であった令和2年漁期と同程度であったが、池入れの需要が比較的小さかったことから、池入数量は18.7トンに留まった。

■ ニホンウナギ稚魚の池入数量と取引価格の推移



池入れ数量 ■ うち輸入量 ■ うち国内採捕量 ● 取引価格

注1: 各年漁期の池入数量は、前年11月～当該年5月までの合計値。平成15～25年漁期までの池入数量は業界調べ、平成26～令和7年漁期の池入数量は水産庁調べ。取引価格は業界調べ。
 注2: 輸入量は、貿易統計の「うなぎ(養魚用の稚魚)」を基に、輸入先国や価格から判別したニホンウナギ稚魚の輸入量。採捕量は池入数量・輸出入量から輸入量を差し引いて算出。
 注3: 令和2年漁期は、池入数量上限を超過するおそれが生じたことから、水産庁が都道府県を通じて採捕停止を要請。

令和8年漁期 道府県別にほんうなぎ稚魚の池入れ実績

	許可件数	池入割当量 (単位:トン)	池入れ数量(単位:トン)														
			令和7年 11月	令和7年 12月	令和8年 1月	令和8年 2月	令和8年 3月	令和8年 4月	令和8年 5月	令和8年 6月	令和8年 7月	令和8年 8月	令和8年 9月	令和8年 10月	令和8年 漁期合計		
1 静岡県	55	2.1	0.0	0.1	0.3	0.6	0.4										1.4
2 愛知県	117	5.0	0.0	0.2	1.2	0.6	0.9										2.9
3 三重県	7	0.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0										0.1
4 徳島県	27	0.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1										0.1
5 高知県	20	0.6	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1										0.2
6 福岡県	17	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0										0.0
7 大分県	11	0.2	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0										0.1
8 熊本県	15	0.3	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0										0.1
9 宮崎県	44	3.5	0.0	0.3	1.1	0.7	0.5										2.6
10 鹿児島県	65	8.6	0.0	0.1	2.3	2.0	1.6										6.0
11 その他(21道府県)	59	0.4	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1										0.2
全国計	437	21.7	0.0	0.7	4.9	4.4	3.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	13.8

注1:その他は、養殖業者数が2者以下の道府県及び池入割当量が0.1tに満たない道府県である。

注2:許可件数は、令和7年10月31日時点で許可を受けている養殖場の総計である。

令和8年漁期 道府県別にほんなぎ以外の種のうなぎ種苗池入れ実績

許可件数	令和8年漁期の池入割当量		池入れ数量 ※数量(単位:トン)は、シラス換算																												
	尾数 (千尾)	数量(トン) ※シラス換算	令和7年11月		令和7年12月		令和8年1月		令和8年2月		令和8年3月		令和8年4月		令和8年5月		令和8年6月		令和8年7月		令和8年8月		令和8年9月		令和8年10月		令和8年漁期 合計				
			尾数 (千尾)	数量 (トン)	尾数 (千尾)	数量 (トン)	尾数 (千尾)	数量 (トン)	尾数 (千尾)	数量 (トン)	尾数 (千尾)	数量 (トン)	尾数 (千尾)	数量 (トン)	尾数 (千尾)	数量 (トン)	尾数 (千尾)	数量 (トン)	尾数 (千尾)	数量 (トン)	尾数 (千尾)	数量 (トン)	尾数 (千尾)	数量 (トン)	尾数 (千尾)	数量 (トン)	尾数 (千尾)	数量 (トン)	尾数 (千尾)	数量 (トン)	
1	石川県	4	572	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
2	愛知県	4	1,937	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
3	大阪府	6	654	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
4	奈良県	34	2,976	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
5	鹿児島県	18	1,340	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
6	その他 (21道府県)	37	10,022	2	0.0	0	0.0	40	0.0	16	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	58	0.0	63	0.0
	全国計	103	17,500	2	0.0	5	0.0	40	0.0	16	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	63	0.0	63	0.0

注1:その他は、養殖業者数が2者以下の道府県及び池入割当量が0.1tに満たない道府県である。

注2:許可件数は、令和7年10月31日時点で許可を受けている養殖場の総計である。

【R8（昨年）漁期】指定養殖業の許可の状況について

- 許可の有効期間：令和7年11月1日から令和8年10月31日まで
- うなぎ養殖業の許可の申請状況等（結果）

		にほんうなぎ		にほんうなぎ以外の種のうなぎ	
		数量	養殖場数	数量	養殖場数
公示数量		21,700.0 kg		3,500.0 kg	
公示養殖場数		439		103	
		うち 国内で一度も飼育されたことのないうなぎを養殖する養殖場 402	うち 国内で養殖されたことのあるうなぎのみを養殖する養殖場 37	うち 国内で一度も飼育されたことのないうなぎを養殖する養殖場 69	うち 国内で養殖されたことのあるうなぎのみを養殖する養殖場 34
申請数量		23,455.3 kg	0.0kg	4,453.4 kg	0.0kg
実績者に優先して許可する数量		21,681.3 kg		3,500.0 kg	
実績者に優先して許可する養殖場数		400	36	69	34
くじで配分する数量		18.7 kg			
くじで配分する養殖場数		2	1		
許可	数量	21,700.0 kg	0.0kg	3,500.0 kg	0.0kg
	養殖場数	437		103	
		402	35(新規:1)	69	34
不許可		5件	1件	6件	4件

○ 道府県別うなぎ養殖業の許可件数及び池入割当量（令和9年11月1日時点）

	許可件数	にほんうなぎ		にほんうなぎ以外の種のうなぎ	
		許可件数	池入割当量(トン)	許可件数	池入割当量(トン)
宮城県		-	-	1	1.3
石川県		-	-	4	0.1
静岡県		55	2.1	4	0.0
愛知県		117	5.0	4	0.4
三重県		7	0.4	2	0.0
奈良県		1	0.0	34	0.6
岡山県		6	0.0	1	0.0
徳島県		27	0.5	-	-
香川県		18	0.1	1	0.1
高知県		20	0.6	2	0.0
福岡県		17	0.1	1	0.0
大分県		11	0.2	-	-
熊本県		15	0.3	2	0.2
宮崎県		44	3.5	-	-
鹿児島県		65	8.6	18	0.3
その他		34	0.3	29	0.5
計		437	21.7	103	3.5